

## 和泉市長の政治倫理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長の政治倫理基準等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (市長及び市民の責務)

第2条 市長は、市政を担う市民全体の代表者として、市政に携わる職責と権能を自覚し、倫理の向上及びその使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

### (政治倫理基準)

第3条 市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (2) 市が行う許可若しくは認可又は市及び市関係団体が締結する契約（当該契約の下請契約を含む。）に関して、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 政治活動に関して道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、政治不信を招くことのないよう、その品位と名誉を損なう行為を慎むこと。

2 市長は、前項の政治倫理基準に違反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実に説明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

### (市長の資産等報告書等の作成)

第4条 市長は、その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額

- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）
  - (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）種類及び数量
  - (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）ゴルフ場の名称
  - (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）貸付金の額
  - (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）借入金の額
- 2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

（市長の所得等報告書の作成）

第5条 市長（前年1年間を通じて市長であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者）に限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

- (1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

- (2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（市長の関連会社等報告書の作成）

第6条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

（市長の資産等報告書等の保存及び閲覧）

第7条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対して、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第8条 政治倫理に関する審査を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、和泉市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人をもって組織する。

3 委員は、この条例の規定に関して専門的知識を有する者及び市民（地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者（以下「有権者」という。）に限る。）のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

10 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

（市民の調査請求権）

第9条 市民は、市長が第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者100人以上の者の連署をもって、これを証する書面を添えて市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して7日以内に、審査会に対して調査を求めなければならない。

（政治倫理基準違反の審査）

第10条 審査会は、前条の規定による調査を求められたときは、速やかに調査及び審査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日以内にその結果に関する報告書（以下「調査報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の調査及び審査を行うため、関係人からの事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の調査報告書の提出を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その写しを調査を請求した者に送付するとともに、その要旨を速やかに公表しなければならない。

（資産等報告書等の提出）

第11条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、市長に対して資産等報告書等の提出を求めることができる。

(市長の協力義務)

第12条 市長は、審査会の請求があるときは、調査及び審査に必要な資料を提出するとともに、会議に出席して説明をしなければならない。

(虚偽説明等の公表)

第13条 審査会は、市長が第11条の資産等報告書等若しくは前条の資料を提出せず、若しくは審査会に対して虚偽の説明をし、又は調査及び審査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第14条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による容疑で逮捕された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を審査会に求めることができる。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。

3 市長は、前項の説明会が開催されたときは、説明会に出席し、説明をするものとする。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第15条 市長は、職務関連犯罪による容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を審査会に求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。

3 市民は、説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の連署をもって、起訴された日の翌日から起算して50日以内に、審査会に説明会の開催を求めることができる。

4 市長は、前2項の規定による説明会が開催されたときは、説明会に出席し、説明をしなければならない。

5 市民は、前項の説明会において、市長に質問することができる。

(職務関連犯罪による有罪判決後の説明会)

第16条 前条の規定は、市長が、職務関連犯罪による有罪の第一審判決の宣告を受けた後、引き続きその職にとどまろうとするときに準用する。この場合において、同条第3項中「起訴された日の翌日から起算して50日以内」とあるのは、「判決の宣告を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から20日以内」と読み替えるものとする。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第17条 市長は、職務関連犯罪による有罪が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民に対する責任を取るため辞職手続をとるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
( 政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例の廃止 )
- 2 政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例 ( 平成 7 年和泉市条例第 14 号 ) は、廃止する。

( 経過措置 )

- 3 前項の規定による廃止前の政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例の規定により作成された資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書は、この条例の規定により作成されたものとみなす。

附 則 ( 平成 19 年条例第 27 号 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
( 経過措置 )
- 2 改正後の和泉市長の政治倫理に関する条例第 4 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、平成 19 年 10 月 1 日前に有していた郵便貯金 ( 通常郵便貯金を除く。 ) 及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ( 平成 17 年法律第 102 号 ) 附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金 ( 通常郵便貯金を除く。 ) は、預金とみなす。